改定箇所	改定前	改定後
第2条(定義)	1. 「楽券」とは、①お客様が、ショップの提供する指定商品を、指定店舗において購入できるチケット②または指定店舗における支払いの全部もしくは一部の決済に充当することができるチケットであり、各ショップがお客様に楽天市場上で発行するものをいいます。 2. 「指定商品」とは、ショップが指定店舗においてお客様に提供する商品または役務をいいます。 3. 「指定店舗」とは、ショップがあらかじめ指定した、お客様が日本国内において指定商品の提供を受けられる実店舗をいいます。	1. 「楽券」とは、①お客様が、①ショップの提供する指定商品を、指定店舗において購入できるチケット②または②指定店舗における支払いの全部もしくは一部の決済に充当することができるチケットであり、各ショップがお客様に楽天市場上で発行するものをいいます。 2. 「指定商品」とは、ショップが指定店舗においてお客様に提供する商品または役務をいいます。 3. 「指定店舗」とは、ショップがあらかじめ指定した、お客様が日本国内において指定商品の提供を受けられる実店舗をいいます。

改定箇所	改定前	改定後
第3条(楽券の購入等)	1. 楽券の購入は、楽天会員規約に基づきアカウントの登録を行った楽天会員のお客様に限らせていただきます。 2. お客様は、楽天市場内で、楽券の購入の申込みを行うものとし、ショップは当該申込みに関する決済等の確認後、お客様の保有するデバイス上の管理画面(以下「管理画面」といいます)上に楽券を表示させることにより、楽券の発行を行うものとします。 3. お客様は、楽券の購入後、当社の定める方法により、お客様の指定する第三者に楽券を贈与することができるものとします。なお、当該第三者は楽天会員である必要はありません。	1. 楽券の購入は、楽天会員規約に基づきアカウントの登録を行った楽天会員のお客様に限らせていただきます。 2. お客様は、楽天市場内で、楽券の購入の申込みを行うものとし、ショップは当該申込みに関する決済等の確認後、お客様の保有するデバイス上の管理画面(以下「管理画面」といいます)上に楽券を表示させることにより、楽券の発行を行うものとします。 3. お客様は、楽券の購入後、当社のが別途定める方法によ限り、お客様の指定する第三者に楽券を贈与することができるものとし、それ以外での方法での贈与をおこなうことはできないものとします。なお、当該第三者は楽天会員である必要はありません。 4. 前項に定める楽券の贈与や当該贈与を受けた第三者による楽券の利用に関して、お客様、当該第三者およびショップ(またはその指定店舗)の間での紛争等については、当社の責に帰すべき事由によって生じた場合を除き当事者間で解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。ただし、当社自身がショップの出店者である場合はこの限りではありません。

改定箇所	改定前	改定後
第4条(楽券の使用等)	1. お客様は、管理画面上に表示された楽券を指定店舗において提示し、指定店舗の保有する当該楽券の購入データとの照合を受けることにより、指定商品の提供または代金の決済(以下、指定商品の提供と代金の決済をあわせて「指定商品の提供等」といいます)を受けられるものとします。 2. 楽券は、ショップがあらかじめ楽天市場の出店ページ上で表記しており、お客様の購入後は楽券の券面上で表示される楽券の引換期限(以下「引換期限」といいます。)まで利用できます。	1. お客様は、管理画面上に表示された楽券を指定店舗において提示し、指定店舗の保有する当該楽券の購入データとの照合を受けることにより、指定商品の提供または代金の決済(以下、指定商品の提供と代金の決済をあわせて「指定商品の提供等」といいます)を受けられるものとします。 2. 楽券は、ショップがあらかじめ楽天市場の出店ページ上で表記しており、お客様の購入後は楽券の券面上で表示される楽券の引換期限(以下「引換期限」といいます。)まで利用できます。

改定箇所	改定前	改定後
第5条(禁止事項)	お客様は、楽券の利用にあたり、本規約等で禁止される事項に加え、以下の各号に 定める行為をしてはならないものとします。 (1) 楽券を他者に転売するなどの換金行為 (2) 使用済みの楽券を繰り返し使用する行為 (3) お客様の都合による楽券購入申込後のキャンセル (4) 楽券の表示画面の複製行為 (5) 楽券に記載された指定商品と異なる商品の提供等を求める行為	お客様は、楽券の利用にあたり、本規約等で禁止される事項に加え、以下の各号に定める行為をしてはならないものとします。 (1) 楽券を他者に転売するなどの換金行為、有償での譲渡行為 (2) 使用済みの楽券を繰り返し使用する行為 (3) お客様の都合による楽券購入申込後のキャンセル (4) 楽券の表示画面の複製行為 (5) 楽券に記載された指定商品と異なる商品の提供等を求める行為

改定箇所	改定前	改定後
第6条(楽券の使用可能性等についての免責)	1. 当社は、お客様が購入した楽券について、その楽券が使用できる店舗が楽券の有効期間中経営を継続していること、楽券の有効期間中店舗サービスを受けられること、店舗サービスがお客様の希望を満たすこと、有用であること等その他一切を保証しないものとします。 2. 楽券の販売およびご利用にあたって基準となる時刻は、全て当社のサーバー内で管理されている時刻によるものとし、楽券の販売、ご利用において適用される時間情報について、当社はその緻密さや有用性を保証しないものとします。 3. 引換期限を過ぎた楽券は無効となり、ショップおよび当社(以下まとめて「当社ら」といいますには引換期限を経過した楽券を買い戻す義務はありません。 4. お客様は自己の責任において楽券を購入または利用するものとします。なお、楽券は、現金との引き換えはできず、ショップからのお釣銭のお返しもいたしません。 5. ショップがお客様に対し、当該お客様の管理画面上で楽券を表示しうる状態にすることをもって、楽券の発行が完了したものとします。	1. 当社は、お客様が購入した楽券について、その楽券が使用できる店舗が楽券の有分引換期間中経営を継続していること、楽券の有分引換期間中店舗サービスを受けられること、店舗サービスがお客様の希望を満たすこと、有用であること等その他一切を保証しないものとします。 2. 楽券の販売およびご利用にあたって基準となる時刻は、全て当社のサーバー内で管理されている時刻によるものとし、楽券の販売、ご利用において適用される時間情報について、当社はその緻密さや有用性を保証しないものとします。 3. 引換期限を過ぎた楽券は無効となり、ショップおよび当社(以下まとめて「当社ら」といいます)には引換期限を経過した楽券を買い戻す義務はありません。 4. お客様は自己の責任において楽券を購入または利用するものとします。なお、楽券は、現金との引き換えはできず、ショップからのお釣銭のお返しもいたしません。 5. ショップがお客様に対し、当該お客様の管理画面上で楽券を表示しうる状態にすることをもって、楽券の発行が完了したものとします。

改定箇所	改定前	改定後
第7条(楽券購入後の キャンセル処理につい て)	当社らは、以下の場合には、お客様が購入の申込みがなされた楽券(ショップによりお客様に発行済みの楽券を含みます)について、キャンセル処理及び契約の取消しをさせていただくものとし、あらかじめお客様はこれを了承するものとします。 (1) 楽天会員以外のお客様が楽券の購入申込みを行った場合 (2) 楽券の利用にあたり不適切であると当社らが合理的な根拠に基づき判断した場合	当社らは、以下の場合には、お客様が購入の申込みがなされた楽券(ショップによりお客様に発行済みの楽券を含みます)について、キャンセル処理及びおよび契約の取消しをさせていただくものとし、あらかじめお客様はこれを了承するものとします。 (1)楽天会員以外のお客様が楽券の購入申込みを行った場合 (2)楽券の利用にあたり不適切であると当社らが合理的な根拠に基づき判断した場合

改定箇所	改定前	改定後
第1条(総則)	なし	1.本特約は、楽天市場上で取引される本特約第2条1項に定める楽券の購入者(以下「譲渡人」といいます。)から、当該楽券の贈与を受けたお客様(あるいは贈与された者からさらに贈与を受けたお客様を含め、以下それらを総称して「譲受人」といいます。)が、楽券を使用する際の諸条件を定めたものです。なお、楽券は日本に居住するお客様向けの商品です。 2.当社は、楽券のご利用方法の詳細等をご案内することがあります。楽券のご利用にあたっては、当該案内等に従ってご利用ください。 3.本特約に定めのない事項につきましては、「楽天ショッピングサービス」ご利用規約(以下「利用規約」といいます。)、その他本規約の下位規約、ガイドライン等(以下それらを総称して「利用規約等」といいます。)の規定が適用されます。 4.譲受人による楽券利用にあたっては、本特約と利用規約等との間で矛盾抵触する規定がある場合には本特約が優先して適用されるものとします。

改定箇所	改定前	改定後
第2条(定義)	なし	1.「楽券」とは、①ショップの提供する指定商品を、指定店舗において購入できるチケットまたは②指定店舗における支払いの全部もしくは一部の決済に充当することができるチケットをいいます。 2.「指定商品」とは、ショップが指定店舗において譲受人に提供する商品または役務をいいます。 3.「指定店舗」とは、ショップがあらかじめ指定した、譲受人が日本国内において指定商品の提供を受けられる実店舗をいいます。

改定箇所	改定前	改定後
第3条(楽券の使用等)	なし	1.譲受人は、譲渡人から贈与を受けた後、譲受人の保有するデバイス上の管理画面上に表示された楽券を指定店舗において提示し、指定店舗の保有する当該楽券の購入データとの照合を受けることにより、指定商品の提供または代金の決済を受けられるものとします。 2.楽券は、楽券の券面上で表示される楽券の引換期限(以下「引換期限」といいます。)まで利用できます。

改定箇所	改定前	改定後
第4条(禁止事項)	なし	譲受人は、楽券の利用にあたり、利用規約等で禁止される事項に加え、以下の各号に 定める行為をしてはならないものとします。 (1)楽券を他者に転売するなどの換金行為、有償での譲渡行為 (2)使用済みの楽券を繰り返し使用する行為 (3)楽券の表示画面の複製行為 (4)楽券に記載された指定商品と異なる商品の提供等を求める行為

改定箇所	改定前	改定後
第5条(楽券の使用可 能性等についての免 責)	なし	1.当社は、譲受人が譲渡人から贈与された楽券について、その楽券が使用できる店舗が楽券の引換期間中経営を継続していること、楽券の引換期間中店舗サービスを受けられること、店舗サービスが譲受人の希望を満たすこと、有用であること等その他一切を保証しないものとします。 2.楽券のご利用にあたって基準となる時刻は、全て当社のサーバー内で管理されている時刻によるものとし、楽券のご利用において適用される時間情報について、当社はその緻密さや有用性を保証しないものとします。 3.引換期限を過ぎた楽券は無効となり、ショップおよび当社(以下まとめて「当社ら」といいます)には引換期限を経過した楽券を買い戻す義務はありません。 4.譲受人は自己の責任において楽券を利用するものとします。なお、楽券は、現金との引き換えはできず、ショップからのお釣銭のお返しもいたしません。

改定箇所	改定前	改定後
第6条(譲受人について)	なし	1.楽券の購入者による楽券の贈与や、譲受人による楽券の利用に関して、譲渡人、譲受人およびショップ(または当該ショップの指定店舗)の間での紛争等については、当社の責に帰すべき事由によって生じた場合を除き当事者間で解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。ただし、当社自身がショップの出店者である場合はこの限りではありません。 2.譲受人による楽券の利用前に、当社らが譲渡人との間の契約に基づき当該楽券のキャンセル処理および契約の取消しがおこなわれた場合、または譲渡人その他の第三者によって当該楽券が利用された場合、その後の譲受人による当該楽券の利用はできなくなるものとし、あらかじめ譲受人はこれを了承するものとします。